石 Ш 県 立 高 等 学 校 規 則 及 び 石 Ш 県 立 特 殊 教 育 学 校 規 則 の \_ 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布

す る。

平 成 +八 年 月 日

Ш 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

石

石 Ш 県 立 高 等 学 校 規 則 及 び 石 Ш 県 立 特 殊 教 育 学 校 規 則 の \_ 部 を 改 正 す

石

Ш

県

教

育

委

員

会

る

規

則

石 Ш 県 立 高 等 学 校 規 則 の 部 改 正

第 条 石 Ш 県 立 高 等 学 校 規 則  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 Ξ + 七 年 石 Ш 県 教 育 委 員 会 規 則 第  $\equiv$ 号  $\overline{\phantom{a}}$ の \_ 部 を

次

の

ょ う に 改 正 す る。

別 表 を 次 の ょ う に 改 め る

石 Ш 県 立 特 殊 教 育 学 校 規 則 の — 部 改 正

第 条 石 Ш 県 立 特 殊 教 育 学 校 規 則 昭 和 兀 + 年 石 Ш 県 教 育 委 員 会 規 則 第 + 号 の 部 を 次

の ょ う に 改 正 す る

別 表 を 次 の ょ う に 改 め る

附 則

こ の 規 則 は 平 成 + 九 年 四 月 日 か 5 施 行 す る。